

宮城県 I T 企業誘致加速化助成金

宮城県では、ソフトウェア等の設計や開発機能を有する I T 企業の立地・集積を加速化するため、「宮城県 I T 企業誘致加速化助成金」を交付することにより、宮城県内拠点の開設初期に要する経費を軽減する支援を行っております。

- ◆交付対象：県外に本社を置く情報通信関連企業が県内に初めて新設する事業所であって、「宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金(令和3年4月一部改正後)」の交付対象事業所として指定を受けた事業所
- ◆人材確保費助成金（上限額：280万円）
助成対象：新たに立地した県内拠点で雇用する従業員を確保するため職業紹介事業者を利用した際の成約料
助成率：50%
- ◆開業・開設初期運営費助成金（上限額：20万円）
助成対象：県内拠点と本社等との往来にかかる新幹線・航空機等の運賃等
助成率：50%
- ◆助成申請期限
令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

宮城県 I T 企業誘致加速化助成金 申請手続の流れ

- ① 宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付対象事業所指定申請を行う（事業所開設の30日前まで）
- ② 宮城県 I T 企業誘致加速化助成金交付申請を行う（R3.4.1～R4.2.28まで）

	宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金交付対象事業所指定申請	宮城県 I T 企業誘致加速化助成金交付申請	
申請時期	事業所開設の30日前まで	令和3年4月1日（木）から 令和4年2月28日（月）まで	開設後 1年 経過～
交付対象 企業	<ul style="list-style-type: none"> ●奨励金交付対象事業所指定申請書 ●事業計画書 ●企業の概要を明らかにする書類 ●事業所の図面 ●直近3年分の事業報告書及び決算書 ●登記事項証明書及び定款の写し ●その他県が求める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ●「I T 企業誘致加速化助成金交付申請書」(様式1) ●宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金「奨励金交付対象事業所指定書」の写し ●「各経費の算出根拠を明らかにする書類」(様式2) ●職業紹介事業者への成約料支払の事実が確認できる領収書類 ●雇用状況を確認できる書類、雇用保険の加入を証する書類 ●新幹線・航空機等の運賃支払と往来用務が確認できる領収書類 ●その他県が求める書類 	宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金の交付手続へ
宮城県	<p style="text-align: center;">提出 ← 指定</p> 奨励金交付対象事業所指定申請書の受理・審査 奨励金交付対象事業所の指定	<p style="text-align: center;">提出 ← 交付</p> 「I T 企業誘致加速化助成金交付申請書」の受理・審査 I T 企業誘致加速化助成金の交付	

この助成金及び宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金について詳しくお知りになりたい方は、お気軽に御相談ください！！

【お問い合わせ先】宮城県経済商工観光部新産業振興課 情報産業振興班 電話：022-211-2479 電子メール：shinsanj@pref.miyagi.lg.jp